

久喜市
都市計画法第34条第11号に基づく区域(浸水ハザードエリア重ね図)No6R

令和四年一月現在



凡例

条例第3条第1項に基づく土地
（農業地帯）
ただし、指定した土地の区域の
うち、都市計画法施行令第2.9
条の9各号に掲げる土地の区域、
農業振興地域の整備に関する
法律第8条第2項第1号に規定
する農業地帯の区域、都市計划
第4条第6項第1号口に掲げる農
地及び第5条第2項第1号口に
掲げる農地又は採草放牧地を除
<（環境の保全上支障があると認
められる予定建築物の用途は
住宅の用に供する一戸建ての
住宅（賃貸の用に供するものを
除く。）以外の建物とする。）
(最低敷地面積300m²が適用され
る区域)

条例第3条第1項に基づく土地
（農業地帯）
ただし、指定した土地の区域の
うち、都市計画法施行令第2.9
条の9各号に掲げる土地の区域、
農業振興地域の整備に関する
法律第8条第2項第1号に規定
する農業地帯の区域、都市計划
第4条第6項第1号口に掲げる農
地及び第5条第2項第1号口に
掲げる農地又は採草放牧地を除
<（環境の保全上支障があると認
められる予定建築物の用途は
住宅の用に供する一戸建ての
住宅（賃貸の用に供するものを
除く。）以外の建物とする。）
(最低敷地面積300m²が適用され
ない区域)

【浸水ハザードエリア】
都市計画法施行令第2.9条の9
第1号又は第7号（第1項第1
項第2号口に限る。）に該当す
る区域
(利根川、江戸川、荒川、小山
川又は中川が氾濫した場合の想
定浸水深が3m以上である土地
の区域)

1:2,500

0 100 200 300 400 500m